

所得税・復興特別所得税などの申告
 申告書の提出は、e-Taxや郵送で！

スマートフォンとマイナンバーカードを利用した
 「ご自宅等からのe-Tax申告」

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成とe-Taxによる送信ができます。「確定申告書等作成コーナー」の操作方法やマイナポータルとの連携などについて、国税庁HPにおいて動画でご案内しています。



＊問合せ／国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901) 作成コーナーHP

書面の提出は「名古屋国税局 業務センター」へ

申告書、申請書および添付書類などを書面で提出する場合、提出先が変更になります。なお、e-Tax（データ）で提出する場合は、従来どおり、大垣税務署に送信をお願いします。

提出方法	提出先
書面	〒460-8527 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎 名古屋国税局 業務センター三の丸分室
e-Tax（データ）	大垣税務署 ※変更なし

市・県民税の申告
 申告書の提出は、郵送や電子申請で！

市・県民税の申告期限は3月17日(月)です。
 会場の混雑緩和のため、各種申告はできる限り、郵送や電子申請による提出にご協力ください。
 詳しくは、課税課 (☎47-8179) へ。

申告が必要となる主な人

- ・営業、農業、不動産などの所得があった人（外交員業含む）
- ・給与所得がある人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない人
- ・各種控除の申告を希望する人（生命保険料控除、医療費控除、寄附金税額控除など）
- ・国民健康保険料や遺族年金・障害年金などの各種手続きのために申告が必要な人

※令和7年1月1日現在で住所を有する市町村へ申告してください
 ※所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です
 ※確定申告書の提出義務のない人でも、市・県民税の申告が必要となる場合があります

郵送で提出する場合

申告書に必要な事項を記入し署名のうえ、源泉徴収票や控除証明書などの資料の写し、マイナンバーに係る本人確認書類の写しを同封して、下記へ郵送してください。

なお、受付印を押した控えの送付を希望する場合は、必要な切手を貼り、返送先を記入した返信用封筒と、申告書の写しを同封してください。

＊郵送先／大垣市役所 課税課（〒503-8601 丸の内2-29）

インターネット（電子申請）でも受付

市・県民税の申告は、インターネット（電子申請）を利用して提出できます。

【利用方法】

市HPの「市・県民税税額シミュレーションシステム」を利用し、画面の指示に従って源泉徴収票の数字などを入力して作成した申告書のデータを、電子申請サービスで送信してください。詳しくは、市HPをご覧ください。



市HP

消費生活相談だより
 No.14

長期使用の石油ファンヒーター 重大な事故につながるおそれも！

▶事例

20年以上前に製造された石油ファンヒーターを使用している。灯油が残った状態でカートリッジ式のタンクに給油しようと、タンクを持ち上げたら、灯油が漏れた。危ないのでメーカーに苦情を申し出たら「機器が古いため、フィルター周辺部品の劣化の可能性がある。そのフィルターはもう製造していない」と言われた。古い製品だが、使用を続けたいと思っている。

▶アドバイス

- ・石油ファンヒーターは、長く使用しているうちに、熱や湿気、ほこりなどの影響で部品が劣化して発煙・発火し、場合によっては火災などの重大な事故につながる可能性があります。
- ・業界団体などでは、石油ファンヒーターの点検・取替の目安を6～8年としています。たとえ年数が経っていても、機器に異常を感じたら、直ちに使用を中止してメーカーや販売店に点検・修理を依頼してください。
- ・石油ファンヒーターを含む「石油ストーブ」は、消費生活用製品安全法（PSC法）の特定製品として指定されており、国により安全基準が定められています。PSCマークがついている石油ファンヒーターは、カートリッジタンクのふたが改善され、また給油時消火装置や不完全燃焼防止装置の設置が義務付けられるなど安全性が強化されています。
- ・使用を続けたい気持ちは分かりますが、安全のためには製品の買い替えも検討しましょう。
- ・困ったときは消費生活相談窓口にご相談してください。

<消費生活相談窓口>

☎75-3371、e-mail : ogaki188@shohiseikatsu21202.jp

個人事業税の申告

所得税および復興特別所得税の確定申告書や市・県民税の申告書を提出する人は、別途、個人事業税の申告をする必要はありませんが、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」欄を記入してください。

詳しくは、西濃県税事務所 (☎73-1111 内線251、252) へ。



自動車の名義変更などの手続きはお早めに

毎年、年度末の3月は、自動車の名義変更や住所変更、廃車手続きなどのため、窓口が大変混雑します。自動車の登録などに関する手続きは、早めに済ませましょう。自動車の登録などに関する手続きは、下記までお問い合わせください。

▶申請・届出関係

種別	問合せ先
普通自動車 126cc以上のオートバイ	中部運輸局岐阜運輸支局・登録担当 (☎050-5540-2053) ※オペレーターとの対話は「037」番を選択 ※自動音声案内は、24時間利用可能
軽自動車	軽自動車検査協会岐阜事務所 (☎050-3816-1775)
125cc以下のオートバイ	ナンバープレートを取得した市役所・役場

▶税金関係

種別	問合せ先
自動車税種別割	岐阜県自動車税事務所 (☎058-279-3781)
軽自動車税種別割 (オートバイ含む)	課税されている市役所・役場